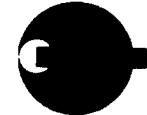


奈良県公報



奈良県告示第五百十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成十七年一月四日

目次

ページ

○救急病院の認定（医務課）	一	○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）	一
○土地改良事業変更計画の適否決定（耕地課）	二	○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告（中小企業課）	一
○県営土地改良事業の換地処分（耕地課）	三	○開発行為に関する工事の完了（建築課）	六
○土地改良事業計画の適否決定（耕地課）	三	○平成十五年六月奈良県公安委員会告示第六十四号（警察署協議会の委員の委嘱）の一部改正（選挙管理委員会告示）	六
○道路の位置指定（建築課）	三	○財団法人沢井病院	六
○右 同	四	奈良公園中央病院	六
○宅地建物取引業者の事務所の所在地等を確知できない事実の公表（建築課）	四	財団法人恩賜社会福祉法人奈良病院	六
○右 右 同	五	奈良市平松一丁目三〇番一号	六
○右 同	五	奈良市八条四丁目六四三番	六
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）	七	平成二十年一月三十一日	六
○身体障害者福祉法に基づく指定居	七		六
設の指定の取り消し	七		六
○個人演説会等を開催できる公営施設の指定	四		六
○個人演説会等を開催できる公営施設の指定の取り消し	四		六
○個人演説会等を開催できる公営施設の指定の取り消し	五		六
○個人演説会等を開催できる公営施設の指定の取り消し	五		六
○個人演説会等を開催できる公営施設の指定の取り消し	八		六

告 示

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目三〇番一 号	平成二十年一月三十一日
奈良市八条四丁目六四三番		
奈良市今小路町八番地		
奈良市川之上突抜町一五番		
奈良市鹿野園町一二二二番		
奈良春日病院	奈良市船橋町八番地	
松倉病院	奈良市今小路町二番地	
奈良市右京一丁目三ノ三	奈良市川之上突抜町一五番	
奈良市鹿野園町一二二二番	奈良市船橋町八番地	
奈良市右京一丁目三ノ三	奈良市鹿野園町一二二二番	
医療法人新生会総	奈良春日病院	
奈良市右京一丁目三ノ三	奈良市鹿野園町一二二二番	

奈良県知事 柿 本 善 也

合病院高の原中央病院	春名病院	石洲会病院	春名病院	井病院
医療法人松本快生会西奈良中央病院	医療法人松本快生会西奈良中央病院	医療法人松本快生会西奈良中央病院	奈良市百楽園五丁目二番六号	奈良市南京終町一丁目一七号
会高井病院	天理市立病院	天理市立病院	奈良市富堂町三〇〇番地ノ一	奈良市四条大路一丁目九番四号
田北病院	田北病院	田北病院	天理市藏之庄町四六一番地ノ二	天理市藏之庄町四六一番地ノ二
奈良県立三室病院	奈良県立三室病院	奈良県立三室病院	大和郡山市城南町二番一三号	大和郡山市城南町二番一三号
奈良県立医大附属病院	檍原市四条町八四〇番地	奈良県立医大附属病院	生駒郡三郷町三室一丁目一四番一六号	生駒郡三郷町三室一丁目一四番一六号
医療法人医仁会平井病院	檍原市石川町八一一番地	医療法人医仁会平井病院	ク	ク

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十七年一月二十七日次の表の上欄の者の申請に係る変更後の土地改良事業計画は、適當と決定した。

なお、同法第八条第六項の規定により、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十七年二月四日

奈良県知事 柿本善也

申請者	変更事業計画	縦覧期間及び場所
大和高原北部土地改良区 理事長 塩田幹藏	維持管理事業	平成十七年一月七日から同月二十八日まで 月ヶ瀬村役場、都祁村役場、山添村役場、室生村役場、奈良市役所及び天理市役所

奈良県告示第五百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業・大淀御所地区）計画を変更しようとするので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、変更後の当該土地改良事業の計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年二月四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 縦覧期間
平成十七年二月七日から同月二十八日まで
- 二 縦覧場所
御所市役所及び大淀町役場
- 三 その他

変更後の計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、奈良県知事に対

し意見書を提出することができる。

奈良県告示第五百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十七年一月二十七日県営土地改良事業（県営農地開発事業西和地區第五換地工区（第七団地））の換地処分をした。

平成十七年二月四日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第五百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十七年一月二十七日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適當と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十七年二月四日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第五百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

平成十七年二月四日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
奈良市長 鍵田忠丘衛	基幹水利施設管理事業 大和高原北部地区	平成十七年二月七日から同月二十八日まで 奈良市役所

平成17年2月4日 金曜日

一 指定の場所（平成十七年一月十七日現在の地番による。） 北葛城郡広陵町大字平尾六九九番一四	一 商号又は名称 株式会社レンタルハウス日興
二 申請者住所 北葛城郡広陵町大字笠三三二番地ノ一	二 代表者氏名 大西正昭
三 申請者氏名 株式会社ウエダ 代表取締役 上田定央	三 免許番号 奈良県知事（六）第二〇二八号
四 道路の幅員 六・〇〇メートル	四 免許年月日 平成十四年四月五日
五 道路の延長 三八・五二メートル	
六 指定年月日 平成十七年一月二十一日	
七 指定番号 高土第一六一〇号	
奈良県告示第五百二十二号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があつた。 平成十七年二月四日	奈良県知事 柿 本 善 也
一 指定の場所（平成十七年一月十八日現在の地番による。） 磯城郡田原本町大字秦庄三七一番地ノ三の一部	一 指定の場所（平成十七年一月十八日現在の地番による。） 磯城郡田原本町大字秦庄三七一番地ノ三の一部
二 申請者氏名 細山商事株式会社 代表取締役 細山和郁	二 申請者氏名 細山商事株式会社 代表取締役 細山和郁
三 申請者住所 榎原市新賀町一三八番地ノ二	三 申請者住所 榎原市新賀町一三八番地ノ二
四 道路の幅員 四・六七メートル	四 道路の幅員 四・六七メートル
五 道路の延長 二三・四〇メートル	五 道路の延長 二三・四〇メートル
六 指定年月日 平成十七年一月二十五日	六 指定年月日 平成十七年一月二十五日
七 指定番号 桜土第一六〇六号	七 指定番号 桜土第一六〇六号

奈良県告示第五百二十三号 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第六十七条の規定により、次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨を告示する。 この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法第六十七条の規定により、この告示の日から三十日を経過した日をもつて当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。	奈良県知事 柿 本 善 也
平成十七年二月四日	
奈良県告示第五百二十五号 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第六十七条の規定により、次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨を告示する。 この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法第六十七条の規定により、この告示の日から三十日を経過した日をもつて当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。	奈良県知事 柿 本 善 也
平成十七年二月四日	
奈良県知事 柿 本 善 也	
一 商号又は名称 シエアライフ	一 商号又は名称 シエアライフ
二 代表者氏名 岡本晃	二 代表者氏名 岡本晃
三 免許番号 奈良県知事（二）第三一四五号	三 免許番号 奈良県知事（二）第三一四五号

四 免許年月日 平成十三年五月十四日

奈良県告示第五百二十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条の規定により、次の
宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨を告示する。
この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、
同法第六十七条の規定により、この告示の日から三十日を経過した日をもって当該宅地
建物取引業者の免許を取り消す。

平成十七年二月四日

公 告

- 一 商号又は名称 大成建設株式会社
 二 代表者氏名 廣田善也
 三 免許番号 奈良県知事（一）第三四四四号
 四 免許年月日 平成十二年十月二十日

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、
指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十七年二月四日

奈良県知事 柿本善也

事業者名 称 有限会社介 護サービス あんしん	事業者主たる 事務所所在地 北葛城郡上牧町 桜ヶ丘一一八一	事業所名 称 介護サービ スあんしん	事業所所在地 地 北葛城郡上牧 町桜ヶ丘一一 ビル二階	事業所所在地 種類 居宅介護	指定年月 日 平成十七 年二月一
-------------------------------------	--	-----------------------------	---	----------------------	---------------------------

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定に
より、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十七年二月四日

奈良県知事 柿本善也

事業者名 称 有限会社ハ ル	事業者主たる 事務所所在地 北葛城郡上牧 町片岡台一一八 一	事業所名 称 北葛城郡上牧 町片岡台一一八 一	事業所所在地 地 北葛城郡上牧 町片岡台一一八 一	居宅支援の 種類 居宅介護	指定年月 日 平成十七 年二月一
事業者名 称 岡商事製作 所	事業者主たる 事務所所在地 北葛城郡上牧 町片岡台一一八 一	事業所名 称 北葛城郡上牧 町片岡台一一八 一	事業所所在地 地 北葛城郡上牧 町片岡台一一八 一	居宅介護	平成十七 年二月一
事業者名 称 片岡台一一八 一	事業者主たる 事務所所在地 北葛城郡上牧 町片岡台一一八 一	事業所名 称 北葛城郡上牧 町片岡台一一八 一	事業所所在地 地 北葛城郡上牧 町片岡台一一八 一	居宅介護	平成十七 年二月一
事業者名 称 片岡台一一八 一	事業者主たる 事務所所在地 北葛城郡上牧 町片岡台一一八 一	事業所名 称 北葛城郡上牧 町片岡台一一八 一	事業所所在地 地 北葛城郡上牧 町片岡台一一八 一	居宅介護	平成十七 年二月一

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、
指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十七年二月四日

奈良県知事 柿本善也

- 3 当該敷地周辺には通学路が含まれるため、通学・通園等に支障をきたすことのないよう、安全対策を充分に施してください。

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
有限会社ハ ル	北葛城郡上牧町 片岡台一-八一	ハル訪問介 護センター	北葛城郡上牧 町片岡台一-八 一	居宅介護	平成十七 年二月一 日
有限会社西 岡商事製作 所	橿原市繩手町一 六八一四	ヘルパース テーション	橿原市繩手町 一六八一四	居宅介護	平成十七 年二月一 日
	ようき				

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により生駒市
から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十七年二月四日

奈良県知事 柿本善也

一大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ハーベス白庭台店
所在地 生駒市白庭台三丁目一〇〇〇の二
生駒市から聴取した意見の概要

- 1 地区計画にて、申請所在地の北側及び東側の都市計画道路については、原則として植樹帯の切り込みを認めていません。そのため、進入路の設置については、工事施工のために必要となる仮設進入路を含め、都市計画課と十分協議してください。
2 店舗の営業を開始するにあたり、屋外広告物を掲げるとときは、屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例を遵守し、都市計画課と事前協議した上で、許可を受けてく

奈良県商工労働部中小企業課

縦覧場所

奈良県知事 柿本善也

縦覧期間

平成十七年二月四日から同年三月四日まで

午前九時から午後五時まで

縦覧時間

平成十七年二月四日

午前九時から午後五時まで

縦覧時間

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成十七年二月四日

奈良県知事 柿本善也

許可番号

平成十六年六月九日桜土第三六一一号

検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年一月二十日桜土第五六一一八号

開発区域に含まれる地域

橿原市八木町一丁目五四九番地ノ一及び五五〇番地ノ七

開発行為に受けた者の住所及び氏名

吉野郡下市町大字阿知賀一六六七番地

大觀開発株式会社 代表取締役 中林直義

橿原市八木町一丁目一二番八号

植田商事株式会社 代表取締役 植田裕之

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第15号

平成15年6月6日奈良県公安委員会告示第64号（警察署協議会の委員の委嘱）の一部を次のように改正し、平成17年1月20日から適用する。

平成17年2月4日

奈良県公安委員会
委員長 西口廣宗

奈良県選挙管理委員会告示第百九号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第一項及び第四項第一号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。
平成十七年一月四日

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井皓喜

14 奈良県吉野警察署協議会委員の表中
玉中謙次 奈良県吉野郡下北山村大字

山村大字上池原571番地 を
「 井奥光浩 奈良県吉野郡下北山村大字

名 称	所 在 地
市立奈良病院	奈良市東紀寺町一-五〇-一

下池原663番地」に改める。

選挙管理委員会印

奈良県選挙管理委員会告示第百八号

奈良県選挙管理委員会告示第百十号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十二条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、吉野町選挙管理委員会及び奈良市選挙管理委員会から報告があつた。

平成十七年二月四日

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井皓喜

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第一項及び第四項第一号の規定による不在者投票を取り扱う施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した。

平成十七年一月四日

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
新子清水ふれあいセンター	吉野郡吉野町大字新子三五五番地
奈良市辰市地域ふれあい会館	奈良市西九条町一丁目一番地の四四

奈良県選挙管理委員会告示第百十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十二条第三項の規定に基づき、次の施設について同条第一項第三号の施設としての指定を取り消した旨、吉野町選挙管理委員会から報告があつた。

平成十七年二月四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
南国栖生活改善センター	吉野郡吉野町大字南国栖四一五番地

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 ○七四二一三二一一〇一〇一(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 ○七四二一三五一七三二二〇(代)

本誌は再生紙を使用しています。



〔定価〕 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）